

内地留学奨学金に関する内規 (昭和54年5月10日 施行) (昭和61年4月19日 第17条 追加)

第1条 日本天文学会は、大塚寛治氏より寄附された100万円及び五藤光学研究所より寄附された100万円を基金として、内地留学奨学金を設ける。

第2条 本奨学金は基金の利子を以って運営し、日本国内の研究機関において天文学及びそれに関連する分野の研究を目的とする短期間の内地留学のための経費として支給する。

第3条 本奨学金を受ける者は本会会員毎年1名を原則とする。

第4条 本奨学金を受けたいと思う者は、次の事柄を所定用紙に記入して理事長に申出すること。

1. 氏名、生年月日、年令、性別

2. 現住所

3. 学歴

4. 職業

5. 研究題目及び研究計画

6. 内地留学をしたいと思う研究機関

7. 内地留学を希望する期間と日程の予定

8. 奨学金として支給を希望する額

9. これまでの主な研究経験

第5条 本奨学金を受ける者を選考するため内地留学奨学金選考委員会（以下選考委員会といふ）を設ける。

第6条 選考委員会は日本天文学会理事長及び理事長の指名する特別会員6名以内で組織する。

第7条 選考委員の任期は2年とし日本天文学会理事長以外の委員は重任を認めない、選考委員の改選は日本天文学会理事の改選と同時に実行する。

第8条 選考委員会の委員長は理事長がこれを務める。

第9条 本奨学金を受ける者の選考は毎年10月末までに行う。

第10条 選考委員会は第4条による申し出のあった者の中から研究計画、希望する研究機関の受け入れ態勢などを考慮して奨学金を支給する者を決める。

第11条 第4条による申出のあった者について、選考委員会は選考のため参考資料の提出を求めることがある。

第12条 選考によって奨学金を受けることになった者は定職についている者は、内地留学の期間中職場を離ることについての上長の許可書を提出しなければならない、学生の場合は教室主任等の承諾書を提出しなければならない。

第13条 本奨学金を受けた者が、予め申し出た日程を変更する場合には、選考委員長の許可を受けなければならない。

第14条 奨学金を受けた者は留学を終った日より1ヶ月以内に報告書を本会理事長に提出しなければならない。

第15条 奨学金を受けた者で事情により予定の内地留学を遂行出来なくなった者は奨学金の一部または全部を返却しなければならない。

第16条 本内規運営の事務手続きは庶務及び会計理事においてこれを行ふ。

第17条 第1条における基金に加え別表にあげる寄付金を基金としてうけいれる。

別表

佐藤明達氏 100万円 昭和60年度受入

-----キリトリ----- (昭和63年度会員名簿の最終頁に貼って下さい。) -----キリトリ-----

昭和63年度 会員名簿 正誤表

〔会員名〕

誤

正

市川 隆 (p. 7)	檀原市	檀原市
木下 親郎 (p. 24)	三菱電気	三菱電機
小杉城治 (p. 29)	075-461-9164	075-761-9164
笹沼範夫 (p. 34)	0488-81-1515	048-881-1515
成田真二 (p. 57)	下鴨観音 64-2	下鴨夢倉町 64-2
三澤邦彦 (p. 74)	045-781-0861	045-701-0861
沖電気工業 (p. 93)	東京都渋谷区	東京都港区
ネイチャージャパン (p. 94)	市谷た田町 3-6	市谷田町 3-6 新見附ビル 4F
ミノルタカメラ (p. 94)	大坂市東区	大阪市中央区安土町 2-3-13 大阪国際ビル

〔公的天文教育施設〕

浦和市青少年宇宙科学館 (p. v)

浦和市駒馬

浦和市駒場